

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質の指定
担当部局	環境省環境保健部化学物質審査室 電話番号: 03-5521-8253 e-mail: chem@env.go.jp
評価実施日	平成17年1月31日
政策目的	難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質による環境汚染の防止
規制の内容	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ジコホル又はケルセン)及びヘキサクロロブタ-1,3-ジエンの2物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制(事実上禁止)する。 根拠条文 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項、第6条～第22条
期待される効果	難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有する2物質の製造、輸入、使用が規制(事実上禁止)されることとなり、これらの物質による環境汚染及び人の健康被害が未然に防止される。
想定される負担	これら2物質の製造、輸入、使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造、輸入、使用ができないこととなる。しかし、経済産業省が行った「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら2物質の製造・輸入が行われているとの報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は低い。 新たに指定された第一種特定化学物質について、その製造、輸入、使用が行われていないかどうか、行政において監視する必要がある。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境中への排出を一定量以下に規制する方法も考えられる。しかし、本件化学物質は難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがある一方、現時点では製造、輸入が行われていないと考えられることから、製造、輸入を規制(事実上禁止)することが効果的かつ効率的と考えられる。
備考	中央環境審議会においてこれら2物質を第一種特定化学物質に指定することについて諮問し、答申を受ける予定。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。